

# 警備防災計画

大分県立芸術緑丘高等学校

令和4年4月

# 防災マニュアル

## 1 危機管理の目的

- 生徒の命を守る
- 学校に対する社会的信用・信頼を守る

## 2 予想される危機管理の範囲

【学校生活】 ●校内暴力、いじめ、授業中・部活動中の事故、登下校時の事故等

【学校保健】 ●感染性の病気、食中毒（飲料水、調理実習）等

【学校管理】 ●不審者の侵入、盗難、火事等

【天 災】 ●地震、津波等

【弾道ミサイル】 ●弾道ミサイルの通過、着弾

## 3 災害発生に対する基本的な考え方

- 冷静な初動対応（正確な状況の把握、応急処置 生徒の安全確保）
- 組織的な対応
  - ・校長のリーダーシップ
  - ・一元的で迅速な組織対応
- 役割分担の明確化、情報集約の一元化、対応体制の早期確立（本部の設置）
- 正確な情報収集と情報の共有化、記録の作成・保存、組織外への適切な情報提供
  - 具体的な事実の報告 5W1H（事実、推測、聞き取ったことを明確に区別）
- 生徒への対応・・・状況把握

災害の発生が予測される段階
被害を最小限に食い止めるため、情報収集に努める
○気象情報の収集 ○関係機関、交通機関の情報収集 ○災害発生時の指示・行動の確認と周知 予想される災害の種類と程度を検討し、連絡方法や指示の内容などについて教職員間で確認する。その後、生徒・保護者等へ周知する。

災害が発生した段階
教職員の第1の使命・・・生徒の安全確保・・・避難誘導の実施
○生徒の安全確保 ○避難誘導・・・頭部を中心に身体の保護と避難時の行動方法の徹底を図る。避難経路については安全な経路を選択して誘導する ☆学校外に生徒がいる場合は安否確認を速やかに行う

災害発生後の段階
生徒の安全確保と保護者への引渡を速やかに、確実に実施する
<p>○校内防災対策本部の設置</p> <p>災害に対する学校の指揮命令系統を明確にし、状況に応じた的確な対応をとる。</p> <p>・安否確認、救護、保護者連絡、安全点検、応急復旧など</p> <p>○保護者への引渡</p> <p>○学校再開への準備（学校を使用できなくなった場合）</p> <p>○避難所への対応</p> <p>運営の主体は災害対策担当部局であるが、可能な限り協力する</p>

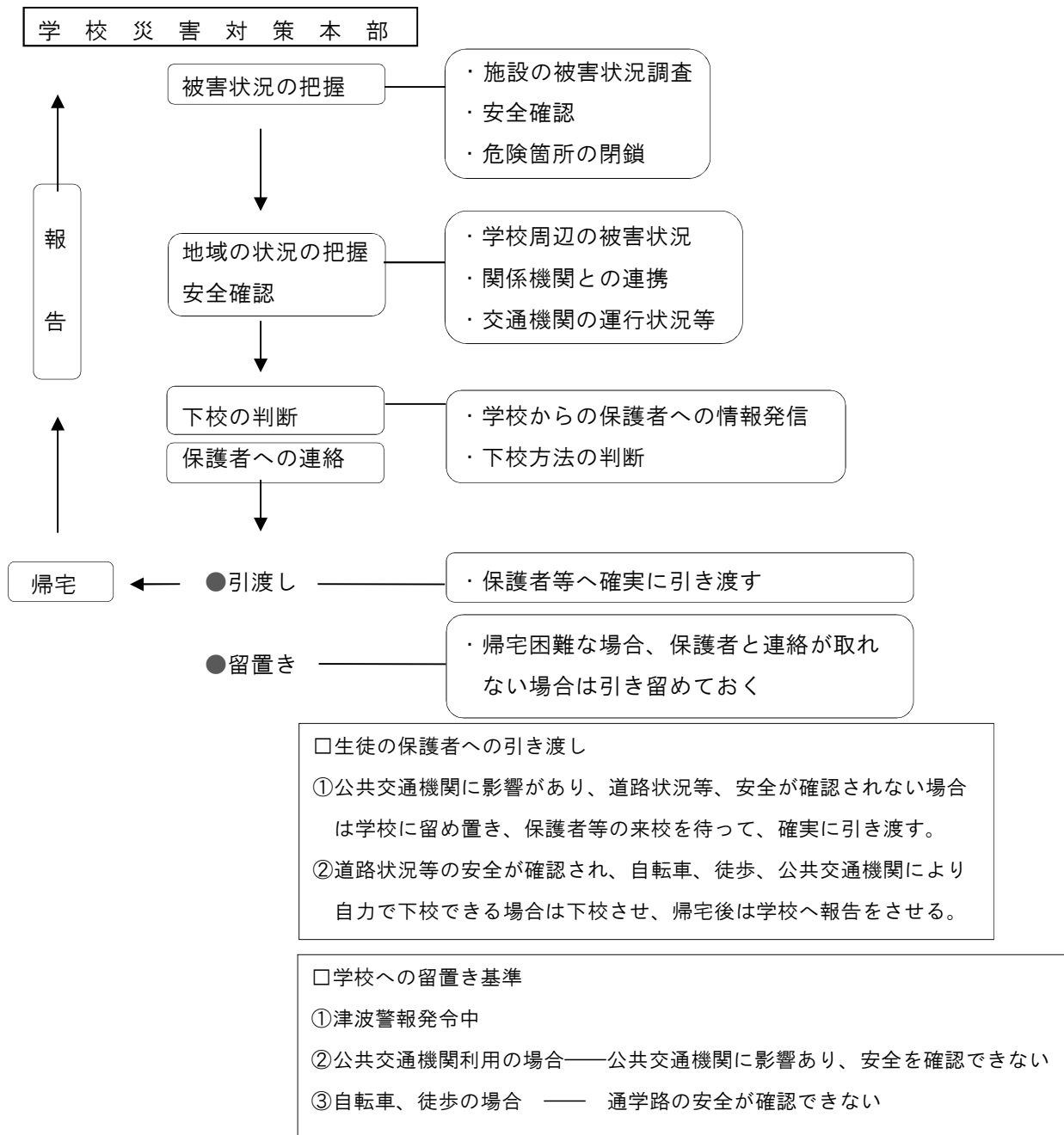
4 緊急時の対応組織・分担

役割分担・担当者			役 割		
対 応 本 部	危機管理 責任者	全体指揮	① 校長 ② 教頭	・ 事案の全体把握と対応決定 ・ 警察、教育委員会との連携 ・ 被害者・被害者対応 ・ 保護者対応、報道対応 等	
	危 機 管 理 担 当 者	学校安全班 (危機管理班)	学校安全担当	教頭 生徒指導主任 音・美科主任	・ 最新情報の把握 ・ 学校内外の安全状況の把握 ・ 保護者、関係機関、報道等への連絡・ 通知等 ・ 報告準備 ・ 記録の整理 ・ 食事等の補給
			情報管理担当	教頭 教務主任	
			庶務担当	事務長	
	報道対応班	報道対応	校長、教頭、 事務長	・ 報道対応準備 (会見用 Q&A の作成、係分担等)	
保護者班	保護者担当	教頭、 音・美科主任 クラス担任	・ 該当保護者への状況説明、支援等 ・ 全保護者への研究連絡による不安軽減 ・ 緊急保護者会や通知文の準備 等		
ケ ア 班	クラス・科班	科・クラス	音・美科長 クラス担任 副担任	・ 被害生徒への付き添い等 ・ 生徒の状況把握と不安軽減 等	
	ケア班	ケア担当	学校医 養護教諭 生徒支援主任 教育相談担当	・ 応急手当 ・ 学校医、医療機関等との連絡連携 ・ 情報共有のための発信、準備 ・ 専門家と連携したカウンセリング等	

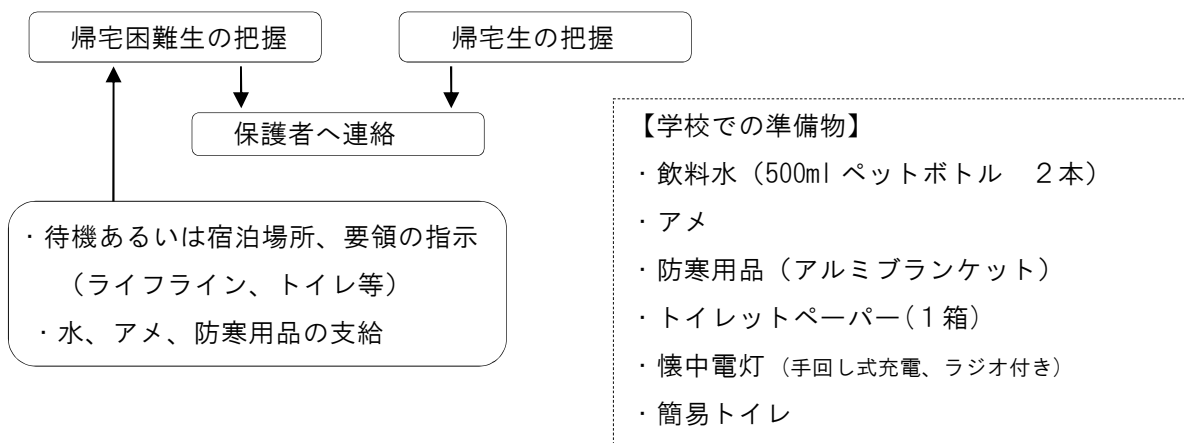
○ 迅速・確実な連絡。第1報は「巧遅より拙速」を優先する

○ 5W1Hの報告

### 5 生徒引き渡しの手順

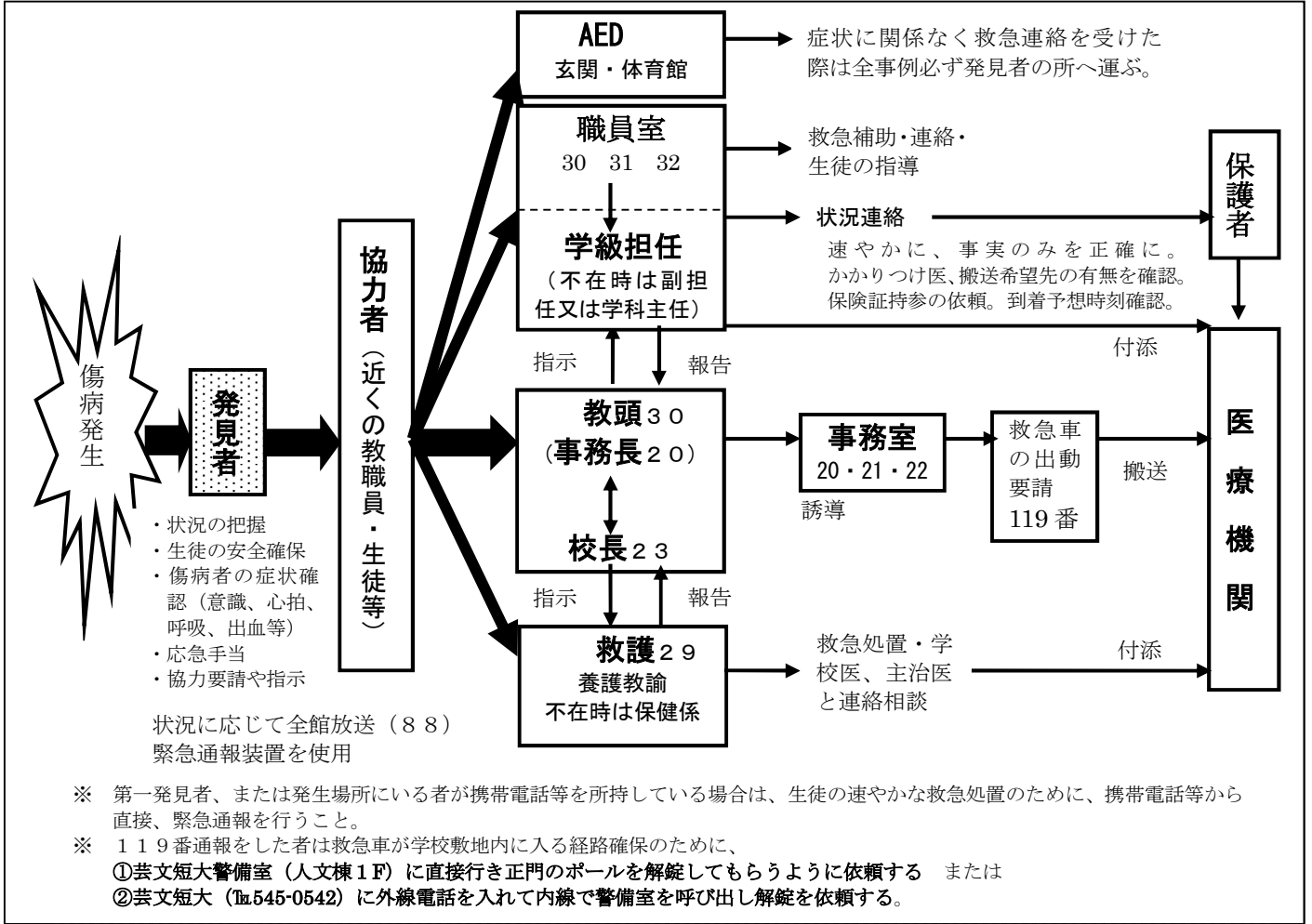


### 6 帰宅困難者への対応



# 救急連絡体制

- ① 生徒の安全確保、生命維持最優先 ② 冷静で的確な判断と指示 ③ 適切な対応と迅速正確な連絡、通報



機関	専門	医院・病院	電話	備考
学校医	内科	えもと内科クリニック	532-3395	江本 浩幸
	眼科	高木眼科	548-7105	高木 康宏
	歯科	うちだ歯科	532-6138	内田 雅則
	学校薬剤師	エム・ジエイ	545-9305	児玉 淳
学校近医	外科	ふるしょう医院	573-5566	
	整形外科 脳神経外科	麻生整形外科	546-8080	
		大分整形外科	552-5151	
		八木整形外科	536-1381	
		永富脳神経外科	545-1717	
	耳鼻咽喉科	府内耳鼻咽喉科	534-3388	
	眼科	永田眼科	537-0808	
	皮膚科	田村皮膚科クリニック	532-1684	
歯科・口腔外科	佐藤クリニック	535-0480		
救急病院	大分県立病院		小児科外来 546-7225	
	大分大学附属病院		代表 549-4411	
	大分赤十字病院		532-6181	
	大分中村病院		536-5050	

## 令和4年度 防災編成表（各係任務）

係名	任 務	火 災・災 害 発 生 時 の 任 務	担当者（職員・生徒）
本 部	○防災訓練の計画・立案 ○消防署との打ち合わせ ○関係者との連絡調整 ○防火設備・機材の準備 ○防災責任者の確認	○出火・災害の状況把握、職員室への急報、状況 を判断し通報係に消防署への通報指示 ○消防車の誘導 ○人員の点呼・確認	校長 教頭 事務長 教務主任 指導主任 防災教育コーディネーター 消防車誘導は事務室
通報連絡班	○校内：火災報知器、本部連絡 ○校外：消防署へ出火連絡（訓練火災発生）	○出火場所を確認し、火災報知器にて通報 ○本部から指示を受けて校内非常放送 ○本部から指示を受けて消防署へ通報	事務室工作班 職員室連絡班 事務室通報班
避難誘導班	○避難経路の確認（日常含む） ○混雑が予想される場所の点検と人員配置 ○指示された避難経路を通り担任が誘導	○校内放送を聞いて出火場所の確認 ○授業担当者が誘導して避難 ○混雑場所の避 難誘導 ○特別教室にいる生徒はその場から避難	音楽科主任、美術科主任 各クラス担任、授業担当者 各クラスルーム長
消 火 班	○防火設備機材の点検 ○初期消火のための人員配置と実演	○消火器を持って現場へ	消化班
搬 出 班	○非常持ち出しの確認 ○人員配置	○非常持ち出しを第一に、さらに重要な機材を安 全な場所へ搬出	事務室搬出係 2 M男 3 M男 職員室搬出係 1 M男 養護教諭(保健室) 3 A男
警 備 班	○搬出場所の確認と警備場所への人員配置	○搬出物や現場の立ち入り禁止区域の警備	警備係 1 A男 2 A男
工 作 班	○電源スイッチ・ガスの元栓の位置の確認	○電源スイッチを切る	事務室工作班
巡回確認班	○避難状況の確認	○避難後の各教室見回り	巡回確認係
救 護 班	○負傷者の把握方法確認 ○記録用紙の準備	○負傷者の実態把握 ○救急処置・必要に応じて医療機関、校医に連絡	救護係 女子保健委員全員
予 備 班		○本部の指示により警備・搬出活動の応援	生徒会担当 生徒会総務生徒
H R 指 導	○校内放送の確認 ○避難経路の指導 ○避難の際の注意		

## 令和4年度 自主検査及び消防用設備の点検基準表

### (1) 自主検査

区 分	事 項	検 査 員	回 数
防火上の設備	全 般	防火管理委員会	随 時
整理清掃状況	屋 内 屋 外	防火管理委員会	終業後1回以上
火気使用設備	器具及び管理状況	防火管理委員会	始終業各1回以上
電 気 設 備	全 般 絶縁抵抗測定	防火管理委員会	毎月1回以上
危険物関係	全 般	防火管理委員会	随 時

### (2) 消防用設備等点検

区 分	事 項	検 査 員	回 数		
			外観点検	作動機能点検	総合点検
消防の用に供する設備 (消火警報・避難設備)	全 般	防火管理委員	1ヶ月 1回	6ヶ月 1回	1カ年 1回
消 防 用 水 (防火水槽等)	全 般	防火管理委員	1ヶ月 1回		
避難経路 出入口・非常口の障害状況	屋 内 屋 外	防火管理委員	随 時		

## 令和4年度 防火・防災管理年間計画

月	実 施 事 項
4	防火・防災計画の作成 防火・防災管理組織の編成 防火・防災委員会の開催
5	☆避難訓練
6	消火器具・防災施設の点検
7	消火器具・防災施設の点検
8	消火器具・防災施設の点検
9	消防用設備等の点検 (外観・機能・作動点検)
10	消火器具・防災施設の点検
11	消火器具・防災施設の点検 ☆防火・防災避難訓練
12	暖房器具の点検
1	暖房器具の点検
2	暖房器具の点検
3	消防用設備等の点検 (外観・機能・作動点検)

## 令和4年度 防火・防災訓練計画

1 目的：地震・津波等の災害時の心構え、適切な対処、迅速かつ安全な避難や、火気の使用取り扱いや喫煙管理等一般火災予防の普及、消防計画の周知徹底及び消防用設備等の操作技術の習熟、消火・通報避難の迅速化を図るため、次の訓練を行う。

①防火・防災隊の編成・確認 ②避難訓練 ③消火訓練 (消火栓・消火器の取扱)

2 .実施月： 5月 11月

3 内容 (1)授業担当者による避難経路の確認と諸注意。

(2)地震発生の場合で身を守り、非常ベル・通報の場合で生徒は全員校庭に避難する。

避難の際は冷静・沈着に行動開始し、避難完了し次第人員を確認の上本部に報告する。

(3)係打ち合わせ (生徒を含む)

各係は避難終了後、迅速に部署につき、部署につき次第連絡員に本部まで報告させる。各係ごとに業務の内容や注意事項を説明し、その後再度校庭に集合させる。

(4)・消火器の取扱訓練を通して全員に消火器の取扱を修得させる。

・大型災害の際の避難手順などの確認をする。

(5) 講評。

# 大分県立芸術緑丘高等学校防火防災管理要項

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要項は大分県立芸術緑丘高等学校における警備防災に関し必要な事項を定め、火災・その他の災害の予防及び防止をはかることを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 前条の目的を達するため、防火防災管理について必要な事項は別に定めている場合のほか、この規定の定めるところによるものとする。

## 第2章 防災対策組織

(防火・防災委員会)

第3条 防災対策を総合的に計画実施するため、防火・防災委員会を設置する。

委員会は、必要な数の委員をもって構成し、委員長には校長があたり副委員長には教頭があたる。

第4条 火災・震災その他あらゆる災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため校長を隊長とし、教頭を副隊長とする自衛消防隊を編成する。

第5条 消防法第8条に基づき防火管理者を置く。防火管理者には校長又は教頭がこれにあたる。

(委員会の任務)

第6条 防火防災委員会の任務はつぎによる。

- 1、防火・防災計画ならびに実践についての審議
- 2、防火・防災についての諸規定の審議
- 3、防火用設備の点検ならびに改善強化
- 4、防火・防災に関する調査、研究、企画
- 5、防火・防災思想の普及高揚
- 6、その他防火に関する対策

(委員会の開催)

第7条 委員会の開催は年1回を標準とする。ただし、防火防災上緊急事態が生じたときは、その都度委員長がこれを召集する。

(防火管理責任組織)

第8条 常時における火災予防の徹底を期すため、防火管理者をおき、その下に火元責任者を置く。

(防火管理者)

第9条 防火管理者（校長若しくは教頭）は消防計画を作成し、それに基づいて消火通報および避難訓練の実施ならびに火元責任者等を指揮監督し、消防の施設・設備の点検および整備、火気の使用取扱、その他防火管理上必要な業務を行う。

(火元責任者)

第10条 火元責任者は別に定めるとおりとし、責任区域における火元消滅の確認を行う。

## 第3章 火災予防

第11条 火元責任者又はその都度指名されたものは、防火管理者の指揮を受け、建物、火気、危険物、消火、警報電気設備および避難施設等を点検検査する。その結果、改善を要する事項等はすみやかに防火管理者に報告するものとする。また、点検・検査はその都度点検検査簿に記録保存しなければならない。なお、毎年消防署に報告するものとする。

(自衛消防組織)

第12条 火災その他事故発生の際、被害を最小限にとどめるため、毎年度初頭に自衛消防組織を編成しなければならない。この編成は別に定める。

(火元消滅の確認と方法)

第13条 1 職員は火元消滅について、常に細心の注意を払わなければならない。

2 火元責任者は火気・ガス等の火元消滅ならびに戸締まりを確認し、火気取締日誌に印しなければならない。

(臨時火気使用)

第14条 臨時に火気を使用するときは、事前に理由・場所・予定時間について防火管理者及び火元責任者の許可を受けなければならない。



(建物及び施設の変更)

第15条 校内に置いて建物を建築しようとするとき、または大量の危険物を搬出入、あるいは危険物関係施設、電気施設、火気使用施設を新設・改修・移転をする場合等は防火管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。

(警報伝達及び火気使用の規制)

第16条 防火管理者は火災警報発令またはその他の事情により火災発生の危険もしくは人命安全上の危険があると認めるときは、その旨を校内全域に伝達し、火気使用等の中止または危険な場所への立入禁止を命ずることができる。

#### 第4章 災害防御

(防御)

第17条 校内外に火災発生またはその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織の編成にしたがって担当任務の遂行にあたるものとする。

#### 第5章 教育訓練

第18条 職員はあらゆる機会をとらえて、生徒の防火思想の普及啓発に努めなければならない。(防火訓練)

第19条 被害を最小限にとどめるため消防訓練によって技術の錬磨をはかるものとする。

#### 第6章 消防機関との連携

(消防署との連携)

第20条 防火管理者は常に消防機関と連絡を密にし、より防火管理者として適正を期すよう努めなければならない。連絡事項は次の通りとする。

- 1、消防計画の提出(改正の際はその都度)
- 2、査察の要請
- 3、教育訓練指導の要請
- 4、建物及び諸施設の使用変更時の事前連絡、消防関係法令に基づく諸届並びに手続きの促進
- 5、その他防火管理についての必要事項

#### 第7章 震災予防と対策

(震災予防措置)

第21条 震災を予防するための建物および諸施設の点検は別表による。点検検査は次の事項に留意し実施するものとする

- 1、建物および建物に付随する工作物、備品等の倒壊・落下の有無
- 2、理科室の実験器具、薬品による災害を防止するための措置の適否
- 3、理科室、調理室等の消火器の状況の適否

(震災後の措置)

第22条 各火元責任者は担当室内の安全確認および火気使用器具の異常の有無を点検する。点検検査員は、地震後、校舎全般にわたり建物、火気使用施設・器具および消防用設備等について点検検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。防火管理者は各報告に基づき、安全を確認したうえで使用供給の開始を指示する。

(避難行動)

第23条 避難行動は次により行うものとする。

- 1、校舎外への避難開始は周囲の状況によるが、原則として本部からの命令により行うものとする。
- 2、校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入口の閉鎖及びその他の危険がある場合は避難経路を即時に判断して行う。
- 3、津波等の警報が発令された場合には、その内容に応じて、校舎内又は更なる高台への避難を判断して行う。

この規定は平成24年4月1日から実施する。

## 休日及び夜間の対応組織と連絡体制

☆災害対策本部の設置・解散及びレベルは本部長(校長)が決定する。

		レベル1	レベル2	災害対策本部(レベル3)
危 機 管 理 体 制		管理職は連絡の取れる体制へ  【業務】 ①情報の収集(教頭・事務長) ②予想される災害に対する可能な対策(教頭・事務長) ③大分県教育委員会との連絡(校長)	管理職は連絡の取れる体制へ 併せて生徒・職員の安否確認等に必要な体制を整える  【業務】 ①情報の収集(教頭・事務長) ②予想される災害に対する可能な対策(教頭・事務長) ③大分県教育委員会との連絡(校長)  ④翌日以降の授業実施の判断及び準備(教務主任) ⑤必要に応じて生徒への連絡(音・美科長)	【本部長】校長(校長が指揮をとれない場合は教頭) 【本部】教頭・事務長、音美科長、分掌主任 【業務】 ①情報の収集(教頭・事務長) ②職員への災害対策本部設置の通知(教頭・事務長) ③施設点検(教頭・事務長) ④予想される災害に対する可能な対策(教頭・事務長) ⑤大分県教育委員会との連絡(校長) ⑥施設設備の被災状況の把握、安全確保(事務長) ⑦緊急避難してきた住民等の保護活動、本来の避難所への誘導(生徒指導主任) ⑧生徒・職員・避難者の保健衛生管理(生徒支援主任) ⑨教室の確保、応急授業の実施及び教材等の確保(教務・事務長)
	連絡	本部 携帯電話により連絡(校長→教頭・事務長)	本部外 携帯電話により連絡 (校長→教頭・事務長→音美科長、各分掌主任)	本部 携帯電話により連絡 (校長→教頭・事務長→音美科長、各分掌主任)
災 害 の 程 度	地震津波	①大分市で震度5弱を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき ②気象庁が大分市を含む区域に津波予報を発表した時 ③その他、特に必要と認める時	①大分市で震度5強を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき ②気象庁が大分市を含む区域に津波予報を発表した時 ③その他、特に必要と認める時	①大分市で震度6弱を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき ②気象庁が大分市を含む区域に津波警報(大津波)を発表した時 ③その他、特に必要と認める時
	風水害	①気象庁が大分市に警報を発令し、学校周辺で災害の発生が予想される時 ②その他、特に必要と認める時	①気象庁が大分市に警報を発令し、学校周辺で相当規模の災害の発生が予想される時 ②その他、特に必要と認める時	①気象庁が大分市に警報を発令し、学校周辺で大規模な災害の発生し、または発生が予想される時 ②その他、特に必要と認める時
	事故等	①学校周辺で火災、爆発等を原因とした災害が発生し、または発生する恐れがあり、災害対策を必要とするとき	①学校周辺で火災、爆発等を原因とした災害が発生し、または発生する恐れがあり、災害対策を必要とするとき	①学校周辺で火災、爆発等を原因とした災害が発生し、または発生する恐れがあり、災害対策を必要とするとき
	注意事項	①職員は災害の発生を察知した場合は、テレビ・ラジオ等により情報の収集を行うこと。 ②災害発生時、職員は自身と家族の安全を確保し、人命救助を最優先すること。 ③参集にあたっては、徒歩または自転車・バイクでの参集を原則とする。また、交通機関の状況、道路の冠水、橋梁の流失、堤防の決壊等に注意し、自身の安全を最優先に考えて行動すること ④道路、橋梁の損壊等により本校に参集できない場合は最寄りの県立学校に参集する。		